

總審第

号

昭和三十四年三月

日

内閣官房次長

殿

夏時刻の実施に関する件

首題の件について、夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）により、毎年、四月の第一工曜日の午前十二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進むた時刻（夏時刻）を用いよものとされていふが、本年も、この法律によつて、四月二十日午後十二時か

う九月十一日午前零時までの間、
この制度の設けられた趣旨を達成するため電力の節約その他の
国民生活の全般に亘り、
せられたい。

右念のため通知する。